

岩泉町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月2日	<p>一般国道340号の整備促進について</p> <p>一般国道340号については、相当区間が未改良の状態にあり、特に岩泉側の未改良区間9kmは、幅員も狭く、見通しが悪いことから、早期の改良整備に着手されますよう要望します。</p> <p>また、道路改良が完了するまでの間は、各所に待避所を整備するほか、舗装の全面修繕を早急に実施されますよう要望します。</p>	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。</p> <p>このうち、最大の難所である押角峠については、令和2年12月に延長約3.7kmの押角峠工区の供用を開始したところです。</p> <p>また、押角峠工区の前区間については、令和2年度、宮古側の1.7km区間を「和井内～押角工区」として事業着手したところであり、令和3年度は工事を円滑に進めるための工事用道路の整備を進めているところです。</p> <p>岩泉側の未改良区間9kmの改良整備については、浅内地内の約1.4kmについて、令和4年度に現地測量に着手する予定です。(A)</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>また、待避所の設置については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移等を見極めながら判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1 B：1 C：2

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和3年 8月2日	<p>一般県道大川松草線の整備促進について</p> <p>一般県道大川松草線については、起点の大渡地区から唐地公民館までの区間について、バス路線でもあることから全面2車線に、唐地公民館から櫃取までの区間については、車両のすれ違いが容易となる道幅に、また、道路改良が完了するまでは、各所に待避所を整備するほか、舗装の全面修繕を早期に実施されますよう要望します。</p> <p>なお、今後、大川小学校及び釜津田中学校の統合が予定されておりますが、現状では、片道1時間以上の通学時間を要する見込みであり、児童生徒の負担も大きいことから、スクールバスの運行に支障が生じないよう早急な改良整備を要望します。</p>	<p>一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業着手した「本町～大広」工区については、大川小学校以東の道路改良工事が完了したところです。令和3年度は残りの区間の用地取得を進めるとともに、用地取得が完了した所から道路改良工事を推進しました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>その他の区間については、待避所設置を含め、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 B : 1 C : 1
令和3年 8月2日	<p>一般国道455号の防災機能強化について</p> <p>一般国道455号については、盛岡市玉山地区から当町小本地区までの整備促進を図るため、調査費を予算化するとともに、防災の観点から、今後の大災害においても二度と寸断することがないように、道路の嵩上げ及び道路の切り替え整備について要望します。</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で一般国道455号を「一般広域道路」として位置付け、拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。</p> <p>盛岡市玉山地域などの急カーブ・急勾配の解消及び拡幅整備については、路線としての信頼性を高めるための改良の必要性を勘案しながら検討していきます。(C)</p> <p>また、平成28年台風第10号による被害状況を踏まえ、中島地区や中里地区など6地区において、再度災害防止を考慮した道路の嵩上げ等を行っており、このうち1地区については令和元年9月に完了したところです。引き続き災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、防災機能の強化を図っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B : 1 C : 1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について</p> <p>一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線については、道路の低い箇所の高上げを行うとともに、未改良部分の整備促進、特に普代小屋瀬線の松ヶ沢から燃壁付近及び安家小学校から川口付近、安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望します。</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備を推進していきます。(A)</p> <p>松ヶ沢から燃壁付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に「松林～坂本」工区として事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備を推進していきます。(A)</p> <p>安家小学校から川口付近及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、道路の低い箇所の高上げ及び早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A:2 C:4
令和3年 8月2日	<p>主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について</p> <p>主要地方道宮古岩泉線については、岩瀬張橋付近から松の木橋の区間及び町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間、一般県道有芸田老線については、栃の木地区から肘葛地区までの区間の拡幅を要望します。</p> <p>特に岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの区間については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を重ねて要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線については、町役場有芸支所付近から栃の木地区間のうち蝦夷館地区は、平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っています。</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区までの区間については平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っています。</p> <p>更なる道路整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C:2

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>平成28年台風10号豪雨災害復旧事業に係る職員の派遣について</p> <p>現在、県から7名の土木技術職員等の派遣協力をいただいておりますが、今後も、県河川改修工事と連動して行われる町の平成28年台風第10号災害関連工事として、水道配水管及び公共下水道管渠の移設工事の予定があり、来年度は土木技術職員等3名の不足が見込まれます。</p> <p>つきましては、引き続き職員の派遣について支援を要望します。</p>	<p>台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。</p> <p>県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、被災市町村の要望に応じ、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
令和3年 8月2日	<p>土砂災害警戒区域等の土砂流出防止対策について</p> <p>本町の土砂災害警戒区域等は946箇所ありますが、そのうち対策がなされている箇所が39箇所となっております。</p> <p>つきましては、未対策箇所についての対策を講じていただきますよう要望します。</p>	<p>県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。</p> <p>砂防事業等のハード対策の実施にあたっては、国に対し必要な予算の確保を要望しており、高齢者、障がい者など特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被災履歴のある箇所等の整備を優先して進めていきます。</p> <p>なお、岩泉町内の平成28年台風第10号、令和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きかった箇所や今後被害が予測される27箇所について、国の補助事業を導入しハード対策を推進しており、現時点で17箇所の対策工事が完了しています。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>済生会岩泉病院の医師確保の継続と、薬剤師、看護師の確保について</p> <p>公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として、必要不可欠な町内唯一の中核病院でありますことから、町でも、派遣医師にかかる経費の一部補助と医師養成のための奨学金制度を実施し、医療体制の充実を支援しているところです。</p> <p>当該病院には、令和2年4月から県の医師派遣をいただいておりますが、安定した医療体制を築くため、引き続き県から医師派遣を継続いただくよう要望します。</p> <p>また、医師以外の薬剤師、看護師不足により、入院患者の受入れ、訪問診療の実施、診療所の開設等に支障を来している状況にあります。</p> <p>つきましては、薬剤師及び看護師の確保対策への支援を要望します。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、今年度は県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところです。</p> <p>また、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北地域での勤務を必須化し、取組の強化を図っています。</p> <p>県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にありますが、これまでも済生会岩泉病院からの医師派遣要望に基づいて、自治医科大学卒業医師を派遣してきたところあり、引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p> <p>薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給があり、今後もその傾向が続くものと見込まれておりますが、地域差や勤務業態による偏在も大きいことが指摘されています。</p> <p>県では、こうした状況を踏まえ、現在薬剤師が不足する医療機関に対しては、医療法に基づく立ち入り検査などを通じて、確保に向けた取組を促しつつ、必要に応じて、岩手県薬剤師会が行う薬剤師の就労斡旋事業を活用するよう助言を行っているところであり、引き続き、県内医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。(B)</p> <p>看護師の確保については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度、就職進学説明会やナースセンターによる再就業支援などの事業に取り組んでいます。</p> <p>特に沿岸部については、沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の入学定員を(平成28年度から)8名増員し32名とするなどの取組みにより、県内看護師等養成所の卒業生は、令和3年4月からは40人が沿岸部に勤務しています。</p> <p>引き続き、県内医療機関において必要な看護人材が養成・確保されるよう努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 3

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>激甚災害の被災者に対する医療費負担金等減免に係る財政支援について</p> <p>町では、平成28年台風第10号豪雨災害及び令和元年台風第19号災害による被災者支援として、国民健康保険被保険者に対して医療費一部負担金減免と介護保険利用者に対して利用料減免を実施しています。</p> <p>激甚災害時の減免措置の実施に当たっては市町村負担が生じており、国保税又は介護保険料の算定に係る影響も大きいことから、被災自治体のそれぞれの状況を踏まえ、必要な期間、財政支援を実施するように、国に対して働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>災害等により一部負担金の免除を行った場合、免除割合が3%を超えるときには、免除に要した経費の8割について国の特別調整交付金を交付する制度があり、災害時はこの対応が基本になると考えております。</p> <p>なお、近年、全国で災害が頻発している状況を踏まえ、県においては、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、復旧に取り組む自治体の実情に配慮した措置とするよう、全国知事会を通じて国に対し要望しているところです。(B)</p> <p>介護保険制度においても、市町村が災害等により被災した被保険者の保険料及び利用者負担額の減免措置を行った場合は、国の特別調整交付金を交付する制度が設けられていますが、特別調整交付金等による被災自治体への財政支援のあり方について、被災自治体の実情を踏まえながら、国への働きかけを検討していきたいと考えています。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：2
令和3年 8月2日	<p>安家川におけるサクラマス増殖体制について</p> <p>平成9年11月4日付け「安家川のウライ施設に関する確認事項」第2において、毎年2月から5月までのサクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、岩手県及び安家川漁業協同組合と協議のうえ、上流に再放流するとされておりますことから、当該事項が関係者合意のうえ適切に実行されるよう要望します。</p>	<p>サクラマスは、サケと異なり漁獲量が比較的安定していること、漁獲量の少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であること及び遊漁対象種として人気が高いことから、県では重点施策としてサクラマスの資源造成に取り組んでおります。</p> <p>サクラマスの資源造成において県では、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これを親にして池で継代された稚魚を県内の河川に放流することとしています。</p> <p>資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえて、適正な必要数の把握に努めているところであり、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項に基づき、ウライ施設で100尾の捕獲数を超えた場合は上流への再放流が行われています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、県では今後も確認事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B：1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>ツキノワグマの捕獲について ツキノワグマの目撃及び被害件数は、この数年、民家や学校付近で増加しており、人命への危害が非常に心配される状況となっています。 つきましては、ツキノワグマの捕獲について、次のとおり要望します。</p> <p>(1) 山間部から里山までを網羅した調査の実施により実生息頭数を把握し、適正な捕獲頭数の割当を行うこと。 (2) 人命への危害のおそれがある場合において、迅速な対処ができるよう、ツキノワグマの有害駆除全般について、希望する市町村に捕獲許可権限を移譲すること。</p>	<p>(1) 県では、現在の県内のツキノワグマの生息頭数の把握による計画的な管理を行うため、個体数推定に必要な区画を抽出して、ヘアトラップによるDNA解析調査を平成30年度から3か年にわたって実施し、先般開催した管理検討委員会において推計値を公表したところであります。 岩泉町を含む北上高地の北部地域については令和2年度に調査を実施し、現在調査結果を分析中であり、調査結果を踏まえた捕獲上限数の設定及び特例捕獲許可頭数の設定など、ツキノワグマの適正な管理に反映させていただきます。(B)</p> <p>(2) 国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の軽減対策に当たっては、地域個体群を将来にわたって保全することも同時に求められているところです。 県では、この考え方に基づいて、ツキノワグマ管理計画を策定し、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合等においては、捕獲許可の権限を市町村に委譲しているところです。 特例許可については、捕獲上限数や捕獲実績等を踏まえて毎年市町村ごとの配分頭数を決定しているところですが、今後も個体群を維持しながら被害を抑制できるよう、市町村の実情を踏まえた運用に努めてまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：2

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>ニホンジカの有害捕獲に対する支援について</p> <p>町ではニホンジカの食害が拡大していることから、有害捕獲実施隊員を委嘱し有害捕獲を実施しているところですが、捕獲頭数は、平成30年度の230頭に対し、令和元年度は515頭、令和2年度は862頭、さらに本年度においては、5月末の時点で既に187頭と年々急増しております。</p> <p>つきましては、市町村が取り組むニホンジカの有害捕獲に対して十分な財源を確保するよう、国に働きかけていただくよう要望します。</p> <p>また、シカの駆除については県全域で取り組む必要があることから、県においても駆除経費の支援策を検討いただくよう、併せて要望します。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策（地域ぐるみ活動）を実施していくことが重要です。</p> <p>このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」（国庫）を活用し、有害捕獲、電気さくの設定や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。</p> <p>本年6月には、国に対する「提言・要望」において、有害捕獲活動の上限単価の引き上げや、地域からの要望に応え得る十分な予算の確保を要望したところです。</p> <p>(B)</p> <p>また、国では有害捕獲活動の単価について、令和3年度から過年度の実績に対する捕獲頭数の増加に応じて加算するよう見直しを行っており、今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 2
令和3年 8月2日	<p>ナラ枯れ罹患木の駆除に対する財源の確保について</p> <p>近年、急速に沿岸部を北上するナラ枯れ被害は、町においても被害が拡大しており、令和2年度の処理量が約89立方メートルに対し、本年度は6月23日現在で約304立方メートルと3倍以上に急増していますが、駆除に要する経費補助が十分になされておられません。</p> <p>つきましては、県では、ナラ枯れ対策に必要な予算を十分に措置するよう、国に対し強く働きかけていただくよう要望します。</p> <p>また、ナラ枯れ対策は県全域で取り組む必要があることから、県においても財政支援策を検討いただくよう、併せて要望します。</p>	<p>県では、近年、ナラ枯れ被害が拡大していることから、令和3年6月に、国に対し、森林病虫害等駆除事業予算の十分な措置や被害予防を目的とした伐採・利用を促進する制度の創設について、要望を行ったところです。(A)</p> <p>また、令和3年度からは、いわての森林づくり県民税の用途を拡大し、いわて環境の森整備事業に「枯死木除去」を新設するとともに、既存の「ナラ林健全化」の補助単価を拡充したところです。(B)</p> <p>今後とも、被害の状況等に応じながら、効果的な事業を組合せ、関係機関と連携し、ナラ枯れ被害防止対策に取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	A : 1 B : 1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>家畜獣医師の確保について</p> <p>本町の畜産農家を診療していた共済組合獣医師が、令和2年12月をもって退職し、現在は開業医による診療に頼っている状況ですが、緊急時及び夜間、土日の対応について、畜産農家が大きな不安を抱えているのが現状です。</p> <p>つきましては、全県的に獣医師診療が均等に行われるよう、岩泉・田野畑地域への獣医師の配置について支援を要望します。</p>	<p>県では、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、令和3年3月に「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」を策定し、産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保に関する取組を進めており、3つの獣医師修学資金制度（県単、国庫）の活用促進、獣医学生の実習やインターンシップの受入れ等を強化しています。（B）</p> <p>地域における家畜診療体制の確保については、農業共済組合宮古家畜診療所岩泉出張所の休止以降、町村、JA、共済組合、県（畜産課、団体指導課、農林センター、普及センター）による地域検討会を開催し、これまでの地域獣医療体制の推移や宮古家畜診療所岩泉出張所休止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、畜産農家戸数・飼養頭数の将来予測による生産構造分析に取り組んでおり、引き続き、生産構造分析結果をもとに過不足のない地域獣医療体制確立に向けて、関係機関等とともに具体的な対策を検討していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	農林部	B：2
令和3年 8月2日	<p>放流用アワビ等種苗への支援について</p> <p>アワビは町の採介藻漁業水揚額の約8割を占める最重要品目ですが、平成28年以降、磯焼けにより水揚量が激減しており、水揚量回復のため、漁場環境の回復と毎年安定した量の種苗放流が必須となっております。</p> <p>つきましては、漁業経営者の経営改善と水産資源の持続的な利用のため、アワビ種苗放流について、支援制度の創設を国に働きかけていただくよう、要望します。</p> <p>また、ナマコは近年需要が増加しており、漁業者の所得向上に寄与する可能性が高いことから、ナマコ種苗の放流について支援策を講じるように、国に対して働きかけていただくよう、併せて要望します。</p>	<p>本県のアワビ漁獲量の減少は、震災によりアワビ種苗生産施設が被災し、平成23年から26年まで稚貝放流数が少なかったことに加え、近年は、冬場の海水温が例年より高めに推移したことにより、ウニ等が活発に活動し、この時期に発芽したコンブ等が生長前に食べつくされたため、餌不足となりやせた貝が多かったことが原因と考えられています。</p> <p>アワビ資源を回復させるためには、アワビと餌が競合するウニの積極的な採捕、餌となるコンブ等の増殖、アワビ種苗放流の3つの取組を並行して進めることが重要です。</p> <p>このため、県では、生息密度の高いウニの他漁場への移殖や海中林造成などを指導するとともに、国の令和4年度予算で措置された「被災海域における種苗放流支援事業」を活用し、漁協によるアワビ種苗の生産・放流を支援することにより、アワビ資源の早期回復を図っていきます。（A）</p> <p>また、ナマコ種苗の放流支援については、他地区の状況も踏まえたうえで、国への要望について検討していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	水産部	A：1 B：1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>サケ種卵の確保への支援について</p> <p>サケは本町における漁業の主要な収入源ではありますが、近年記録的な不漁が続き、漁業協同組合では種卵確保が難しい状況になっております。</p> <p>サケの継続的な資源確保を目指し、種卵を購入して稚魚放流を続けておりますが、サケの回帰率や遡上率の回復が厳しい状況にあることから、今後においても、サケ種卵確保対策における支援を継続いただくよう要望します。</p>	<p>震災により県内に28あったふ化場のうち21施設が被災し、平成23年から26年までの稚魚放流数が少なかったことに加え、平成28年台風第10号により小本川さけ・ますふ化場ほか県内主要ふ化場が被災したこと等により放流数が減ったことからサケ資源が減少しており、その結果そ上親魚が不足しています。</p> <p>このことから、県では、確実に採卵用親魚を確保できるよう、国の事業を活用し、海産親魚の利用に係る経費の一部を支援しているところであり、令和4年度においても引き続き支援することとしております。</p> <p>また、国に対しては、令和5年度以降も支援が継続されるよう要望しています。(A)</p>	沿岸広域振興局	水産部	A : 1
令和3年 8月2日	<p>広域バス路線支援の要件緩和について</p> <p>広域バス路線は、高度医療を必要とする住民の町外への通院など、生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、地域間交流の促進を図る上で重要な役割を果たしております。</p> <p>つきましては、広域バス路線の維持確保のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、実績輸送量要件の緩和及びみなし運行回数カットの適用除外の特例措置の継続を国に対して働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>県では、6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望等において、国庫補助の補助要件の緩和や、みなし運行回数カットの適用除外の特例措置の継続について要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で、事業者においては、事業収入の減少と感染対策経費の増加が常態化しており、事業縮小や廃業等が懸念されています。 つきましては、地域の雇用と経済活動を支えるため、経済対策を継続するための強力な財政支援を国に対して働きかけていただきますよう要望します。 また、県の講じる経済支援策についても、コロナ禍が一定程度収束するまでの間、継続いただくよう要望します。</p>	<p>県では、地域の雇用と経済活動を支え、経済対策を継続するため、雇用調整助成金の特例措置の拡充・延長など雇用維持に対する支援の継続や、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回給付など事業者支援の拡充・継続、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の継続と十分な額の確保及び柔軟な運用について、令和3年6月及び11月に国に対して要望し、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたほか、令和3年8月20日に事業者支援分として、県内市町村に約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分が行われたところでは、</p> <p>また、県が行う支援策としては、令和3年度、累次にわたる補正予算により、1店舗当たり原則として最大30万円（1事業者当たり最大150万円）の地域企業経営支援金の支給を令和3年7月から始めたほか、県民及び隣接県民の県内旅行代金を助成する「いわて旅応援プロジェクト」や、感染症対策に係る認証制度に対応した飲食店で使用できる食事券を発行する「いわての食応援プロジェクト」などについて措置し、事業者の事業継続支援や県内の需要喚起に取り組んでいるところです。</p> <p>更には、商工指導団体、産業支援機関等と連携して、新しい生活様式に対応した、あるいは、IoT・AIを活用するなどによるビジネスモデルの転換、生産技術の高度化、人材育成など、将来を見据えた足腰の強い産業構造への転換を図るための本業支援に取り組んでいます。</p> <p>今後も、感染状況や県内中小企業者の経営状況を見極めながら、必要に応じて対応を検討していきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望 月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
令和3年 8月2日	<p>市町村の人材確保に係る支援について</p> <p>近年、土木技師や保育士などの専門知識や資格を要する職種については、町で募集しても応募が集まらない状況が続いております。</p> <p>今後、更に多岐に渡って、専門的分野の職員が必要になると考えられることから、県において、小規模町村の人員確保に対する支援策を講じていただくよう要望します。</p> <p>また、現在、県から職員の駐在をいただいておりますが、本町の抱える特定課題の解決のため、引き続き、県から中長期的な人材支援をいただきますよう要望します。</p>	<p>専門職種の確保については、県内各市町村に共通する課題であるとともに、県においても、土木職など一部の職種については、採用予定数を確保できていないなど、本県自治体にとっての重要な課題であると認識しております。</p> <p>県ではこうした状況の中、これまで任期付職員を採用し、被災市町村に派遣する取組などにより、市町村の人員確保に対する支援を行ってきたところです。</p> <p>また、県では、市町村の抱える特定課題の解決や人材育成等を支援する観点から、県と市町村の職員の相互交流等による市町村への県職員の派遣を行っているところです。</p> <p>県職員の派遣等については、派遣要請のあった市町村における課題の状況、職員や市町村の意向等を考慮して適任者を検討のうえで実施しているところであり、引き続き、関係部局とも協議しながら、市町村に対する必要な人材支援を行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振 興局	経営企画部	B : 1